

第78号議案

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

駐車場棟の供用開始に伴い、駐車場使用料を改定し、患者の利便性の向上を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部（昭和27年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「超え4時間までは200円とし、4時間を超えるときは1時間までごと（ただし、午後8時から午前8時までは2時間までごと）に100円を加算」を「超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとの利用につき、1,600円を上限と」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して100日を超えない範囲内において病院事業管理規程で定める日から施行する。

参 照

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

駐車場棟の供用開始に伴い，駐車場使用料を改定し，患者の利便性の向上を図るため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

駐車場の使用料の額を駐車時間が30分以内は無料とし，30分を超えるときは30分までごとに100円（24時間までごとの利用につき，1,600円を上限）とする。（第4条関係）

3 施行期日

公布の日から起算して100日を超えない範囲内において病院事業管理規程で定める日